

衛生第 6135号

平成21年9月9日

大分県社交飲食生同組合
組合長 佐藤 昭次郎 殿

大分市保健所長 野中 敦



「大分市における食品衛生法第50条第2項の基準を定める条例」に係る
新型インフルエンザ（A/H1N1）患者等の従事制限の緩和について（通知）

平素より本市の食品衛生行政の推進にご協力いただき厚くお礼申しあげます。
さて、大分市における食品衛生法第50条第2項の基準を定める条例（平成
12年大分市条例第2号）第2条第1項及び別表の5（4）に規定する営業
者が公衆衛生上講ずべき措置の基準について、同条例第2条第2項の規定に基づ
き緩和いたしましたので通知します。

つきましては、下記の内容について貴協会員に対し、周知していただきます
ようお願いいたします。

記

1 緩和の趣旨

今日、新型インフルエンザ（A/H1N1）が流行期に入り、毒性等が通常の
インフルエンザとほぼ同様と考えてよいなどの臨床像が明らかとなり、これ
までの知見から食品を介しての新型インフルエンザ（A/H1N1）による食中
毒等の健康危害の発生は認められていません。ついては、新型インフルエン
ザ（A/H1N1）の患者等に係る食品関係業務の従事制限については、食品衛
生上の支障がないと認められることから、緩和することとした。

2 緩和内容

新型インフルエンザ等感染症のうち「新型インフルエンザ（A/H1N1）」に
ついては、市内の営業施設での従事者又は当該従事者と同居している者が、
新型インフルエンザ（A/H1N1）の患者等であっても、当分の間、その従事
制限は行わないこととする。

3 施行日

平成21年9月9日

<新型インフルエンザ（A/H1N1）に感染した場合の注意点>

- 新型インフルエンザ（A/H1N1）については食品関係業務の従事制限が緩和されますが、インフルエンザ様症状がある場合には、業務を控えるとともに、マスクを着用するなど感染拡大防止対策をとり、必要に応じ医療機関を受診してください。
- 熱が下がっても、新型インフルエンザ（A/H1N1）の感染力は残っていて、しばらく感染力が続く可能性があります。少なくとも次の期間は外出しないようにしてください。
 - ・ 熱が下がってから2日目まで
 - ・ 発熱やせき、のどの痛みなど症状が始まった日の翌日から7日目まで

（抜粋）

- 大分市における食品衛生法第50条第2項の基準を定める条例

平成12年3月28日

条例第2号

（公衆衛生上講ずべき措置の基準）

第2条 営業者（法第50条第3項に規定する営業者をいう。以下同じ。）が公衆衛生上講ずべき措置の基準は、別表のとおりとする。

2 市長は、営業の形態その他特別の事情により公衆衛生上支障がないと認めた事項については、前項の基準を緩和することができる。

別表（第2条関係）

5 従事者に係る衛生管理

（4）従事者又は当該従事者と同居している者が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に規定する一類感染症の患者及び二類感染症、三類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者又は無症状病原体保有者（同法第8条の規定により一類感染症の患者、二類感染症の患者又は新型インフルエンザ等感染症の患者とみなされる疑似症患者又は無症状病原体保有者を含む。）であると判明したときは、営業者は、当該従事者が病原体を保有していないことが判明するまで、食品等の製造、販売、調製又は取扱いの際に食品等に直接接触する業務に従事させないこと。

大分市保健所衛生課

食品衛生担当班

TEL：097-536-2704